

落合公園トライアル・サウンディングに関する質問回答一覧

No.	質問	回答
1	実施要領には、事業の実施時間は、8:30～22:00とありますが、宿泊型のコンテンツは可能か（キャンプ場運営など）。	事業の実施時間については、原則8:30～22:00となりますが、宿泊等を目的とするなど、時間外での実施が必要な事業もあることから、一律に禁止することはありません。実施要領の遵守事項を徹底していただくことを前提として、実施事業の内容を確認の上、判断させていただきますので、一度ご相談ください。
2	制限区域の範囲内で焚き火をすることは可能か。	制限区域内での焚き火について、一律に禁止することはありません。実施要領の遵守事項を徹底していただくことが確認できれば可能となります。まなほ、焚き火などによる芝等の破損などが生じた場合、現状復旧の費用を実施事業者負担していただくこととなります。
3	持ち込みの火気を使って調理すること可能か。	持ち込みの火気を使用して調理することについて、一律に禁止することはありません。実施要領の遵守事項を徹底していただくことが確認できれば可能となります。